

シニア向け情報

独り暮らし高齢者 実態調査

町では、独り暮らし高齢者の見守りなど日頃の支援活動に役立てるために民生委員による「独り暮らし高齢者の実態調査」を実施します。

対象 独りで生活している65歳以上の高齢者の方(6月1日現在)

実施方法 対象となる方へは民生委員が訪問調査を行います。

※現在対象となっている方は、以前の聞き取り内容に変更がないか訪問調査します。

調査内容 見守り希望の有無などを調査します。今年度新たに対象となる65歳から69歳の方で見守りを希望する方は、民生委員が訪問した際に、調査票の記入をお願いします。(不在の場合は、ポストにパンフレット等を投函します。)

※住民登録上世帯を分離していても同じ敷地内に別棟を建てるなど親族が暮らしている場合は、見守りの対象とはしませんが、見守りを希望する場合は申し出ください。

後期高齢者医療保険料の 軽減特例の見直しについて

●被保険者均等割額の軽減特例を段階的に見直すこととなり、本年度は次のとおり変更になりました

・合計所得が33万円以下の世帯で被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)の場合→※8割軽減

(※変更前 9割軽減)

・合計所得が33万円以下の世帯で8割軽減に該当しない場合→8.5割軽減(今年度変更なし)

従来の9割軽減の対象者は、8割軽減に変更となり、8.5割軽減の方より低い軽減割合となりますが、対象者は今年10月から、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の負担軽減の強化など社会保障の充実策が実施されます。

8.5割軽減の方は年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことを踏まえ、激変緩和のため1年間に限り軽減が据え置きとなります。

●平成30年度に続いて本年度においても、5割軽減、2割軽減の対象が拡大となり、対象になる方の範囲が増えました

・合計所得が33万円を超え(33万円+ (※28万円×世帯の被保険者数))以下の世帯→5割軽減 (※変更前 27万5千円)

・合計所得が33万円を超え(33万円+ (※51万円×世帯の被保険者数))以下の世帯→2割軽減 (※変更前 50万円)

●職場の健康保険などの被扶養者だった方の被保険者均等割額の軽減措置の見直しについて
後期高齢者医療保険加入まで職場の健康保険などの被扶養者だった方は、被保険者均等割額が5割軽減されていましたが、適用期間が後期高齢者医療保険加入から2年を経過する月までとなりました。

なお、所得割額は、当面の間変わりません。

問合せ先 役場 保険医療課
内線171

シルバー人材センター からのお知らせ

消毒作業会員募集

庭木の消毒作業に興味のある60歳以上の方を募集します。

新規入会説明会

とき 6月12・26日(水)

午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター 高齢者生きがい活動センター内 2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内に在住の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター

☎(443)1680

問合せ先 役場 民生課

内線158

